

仕 様 書

1 業務名

せとうちエリアの周遊拡大・活性化に向けた愛媛県・大分県による
連携プロモーション事業

2 実施時期

契約締結の日～ 令和7年3月21日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下機構という。）は、欧米豪5カ国の高付加価値旅行者層（SIT層、ET層）をターゲットの中心に据え、彼らによるせとうち7県エリアの広域周遊拡大を企図して、各県の名勝、アクティビティ、宿、食等の魅力あるコンテンツ情報の発信および同エリアを巡る広域周遊ルートの認知拡大、旅行事業者等を通じた販促展開等を図っている。

本事業においては、せとうちエリアにおいて欧米豪からの旅行者が多数訪れている地域からの愛媛県域・大分県域への周遊拡大を企図した広域誘客連携プロモーション実施を通じて、両地域への来訪意欲向上及びせとうち広域周遊を拡大することを目的とする。

4 業務の内容

豪州において、特に機構のターゲット層を中心に露出効果の高いメディアを対象とした招請ツアーの企画・運営および招請メディアからの情報発信。なお、発信時期は、契約期間内を原則とする。（掲載記事等の納品についても同様）

（1）招請ツアー実施時期

令和6年12月以降

※実施時期は機構との調整により決定する。

（2）実施行程（期間）

原則4泊5日を1コースとして、1回（コース）以上実施。

（3）行程の考え方

・訪日旅行で欧米豪の旅行者が多く訪れている地域（例：広島県）などから足を延ばし、愛媛・大分エリアを周遊するような発信を想定した行程とすること。（FAMの起点

は愛媛県か大分県とすること)

- ・豪州のトレンドを意識し、提案するメディアの特性を活かした、発信効果がより高く得られそうな内容とすること。
- ・視察先の予約、宿泊施設等の視察許可の申請及び、入場料体験料等の支払いを必要人数分行うこと。
- ・宿泊場所は、愛媛県・大分県の一方に偏らないよう設定すること。
- ・事業者決定後、具体的な訪問先および行程作成にあたっては、機構の意向を踏まえること。

(参考例：モデルルート)

広島(航路)⇒松山・道後(1泊)⇒大洲(1泊)⇒(航路：八幡浜)⇒別府(1泊)
⇒国東半島(1泊)

(4) 募集・招請業務

①対象メディア

- ・ターゲット層を中心に影響力が高いと思われる、現地で有力な雑誌等やオンラインメディアを提案すること。
- ・旅行関係を中心に、高付加価値層に響くと思われるメディアを提案すること。
- ・提案にあたっては、招請するメディアの特徴、実績等について詳細に挙げること。
- ・招請するメディアの数、招請者数は提案による。
- ・被招請者は、日本国内在住者が入っても可とする。掲載の実現が可能なメディアを提案すること。

※被招請者に関しては事前に機構と相談し決定すること。

②募集及び実施

- ・募集業務は受託者が実施し、機構と協議のうえ、招請者を決定する。
- ・招請ツアーのルートについては、訪問地及びアクティビティ等について具体的な案を提示すること。
- ・ツアー実施にあたっての体制を明記すること。なお、各ツアーには原則として機構職員1名+通訳案内士1名+旅程管理者として添乗員1名を随行させることとし、費用もそのすべてを含めることとすること。

※なお、愛媛県・大分県職員が同行する予定だが、その費用は本事業には原則含まないものとする。

- ・現地ガイドや観光施設等を熟知しているスタッフ等を積極的に活用し、招請者へ観光施設やコンテンツへの理解を深めさせる体制を整えること。なお、当該案内においては、多言語対応のサポートを意識すること。
- ・受託者(通訳案内士及び添乗員を含む)は、ツアー実施前に機構と事前確認のための

ミーティングを行うこと。

- ・被招請者に対し、ツアー行程にある観光地の基本情報等を事前説明し、効果的なツアー実施に努めること。

(5) 行程中の食事・宿泊

- ・行程中の食事は経費に含むこととし、旅館の場合は1部屋1名の夕朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。
- ・行程中に各県1泊以上、高付加価値旅行者向けと考えられる宿泊施設を手配すること。具体的な施設に関しては、機構と相談し決定することとする。

(6) 移動手段

移動手段に車両を使用する場合は、専用車両を原則とすること。瀬戸内域内までの移動に要する国際線・国内線等については、定期航路のエコノミークラスを基本とし、手配経費に含めること。

※機構職員は瀬戸内域内の空港、新幹線下車駅から合流を想定

(7) 取材先やアクティビティ

- ・取材先・アクティビティは、愛媛県・大分県で話題性のあるトピック等を盛り込んだ提案とすること。

例：愛媛県松山市、大洲市、大分県の国東半島など

※なお、取材先については機構と相談のうえ、決定すること。

- ・取材先のメディアへの掲載許諾、撮影許可や掲載用画像の提供といったメディア掲載に係る必要事項等については、受託事業者の負担により対応を行うこと。

(8) アンケート調査の実施

被招請者に対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査やヒアリング等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに後記の実施報告書の中でとりまとめること。アンケート調査の実施内容は、機構と事前に調整すること。

(9) ホスピタリティ

ツアーを通じて、招請者の企画提案意欲の向上に寄与できるよう、招請者へのホスピタリティを大切にするとともに、より効果的にせとうち・愛媛県を印象づけることができる企画を提案し、実施すること。実施内容については、機構と協議のうえ、決定すること。

(10) その他

被招請者に対して、心のこもった接遇や対応など、おもてなしを心がけること。

なお、以下の備えを行うこと。

- ① 招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
- ② 専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用
- ③ 有料道路等利用料・駐車料金
- ③ 車中での飲料水
- ④ 視察施設等の入場料や参考資料（購入）
- ⑤ 国内旅行傷害保険
- ⑥ その他備えが必要なもの
 - ・招請ツアー中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。
 - ・視察先の予約、宿泊施設等の視察許可の申請及び、入場料体験料等の支払いを必要人数分行うこと。

5. 事業目標（KPI・KGI）

（KPI）

招請 2 社以上

※原則として、豪州現地からの招請を前提とする。

（KGI）

招請したメディアの媒体での掲載、発信（記事、メールマガジン、SNS 等）

※内容については提案による。具体的には機構と協議の上決定する。

6. フィードバック

取材先のコンテンツについて、被招請者から正確かつ丁寧なフィードバックがあるよう工夫すること。

7 概算予算

上限 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

8 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

9 注意事項

(1) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

- ・セキュリティ上の脅威が検知された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
- ・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等が生じた際は速やかに機構へ報告すること。

(2)成果物に関して著作権並びに所有権は機構に帰属するものとする。

10 報告書・成果物の提出並びに納品について

- (1) 提出物 事業実施報告書（A4判）1部及び電子データ
- (2) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限 令和7年3月21日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

- ア 提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。
また、事前に機構職員の承認を受けること。
- イ 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ウ 事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

11 契約代金の支払い

精算払いとする。

※代金の支払いは令和7年度4月末を想定している。

12 成果物に関する権利の帰属

本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。また、第三者に委託した場合においても適用する。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権、肖像権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権、肖像権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定する。

13 その他

- (1) 機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、国内外の関係法令を遵守し、適正に履行すること。

(一社) せとうち観光推進機構

担当：京極

電話：082 - 836 - 3217

メール：info@setouchitourism.or.jp